

市川公園MTBフィールド

指定管理者募集要項

令和6年6月

市 川 三 郷 町

目 次

1. 公募する施設の設置目的	1
2. 公募する施設の概要等	1
3. 管理運営方針	2
4. 指定管理者が行う管理の基準	2
5. 指定管理者が行う業務の範囲等	3
6. 指定管理業務等に係る経費	6
7. 指定管理者の指定期間	7
8. 利用料金等収入、施設管理等の負担金	7
9. 応募者の資格等	7
10. 応募書類	7
11. 応募の手続き	9
12. 指定管理者の候補者の選定	9
13. 指定管理者の候補者選定後の手続き等	11
14. 指定管理者の指定	11
15. 事業の継続が困難となった場合の措置	11
16. 留意事項	11
17. 問い合わせ先	12

市川公園MTBフィールド指定管理者募集要項

市川公園内のマウンテンバイクコース等の管理運營業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法第244条の2第3項及び市川三郷町都市公園条例第3条（以下、「都市公園条例」という。）の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

1. 公募する施設の設置目的

マウンテンバイクコース、キャンプサイトを活用した町民と町外来場者との交流を促進し、マウンテンバイクや公園内散策による健康増進、関係人口創出により地域の活性化を図ることを目的としています。

2. 公募する施設の概要等

（1）名称

市川公園MTBフィールド（以下「MTBフィールド」という。）

（2）所在地

山梨県西八代郡市川三郷町印沢953番地

（3）施設の沿革

昭和51年度 市川公園 開園

令和6年度 MTBコース等の一部 整備

（4）公募する施設の範囲等

①全体敷地面積62,000㎡の内56,130㎡（全体敷地面積から中央広場を除く部分）

②主要施設

（1）MTBコース（計 1,632m）

・パンプトラックコース 70m

・初心者コース① 125m

・初心者コース② 199m

・初級者コース① 115m

・初級者コース② 128m

・初級者コース③ 199m

・中級者コース① 654m

・中級者コース② 142m

（2）キャンプフリーサイト 1,504㎡

（3）第1駐車場 33台

（4）第2駐車場 40台

（5）管理棟（トイレ含） 1棟

(6) トイレ (中央広場横) 1 棟

(7) 遊園地 1 箇所

(8) 展望台 1 箇所

注：MTB中級者コース①654mは指定管理開始までに町が整備予定であるが、その他の未整備施設は指定管理者が整備し運営することとします。

今後、中央広場（5,870㎡）は指定管理者が管理する範囲に含める可能性があり、町と協議して決定するものとします。

3. 管理運営方針

(1) 基本方針

良質な自然環境の保全、地域住民の憩いの場、町内外来場者の交流の場としての機能を保持するものとします。

(2) 施設の維持管理方針

公園施設を清潔かつその機能を正常に保持し、来園者の快適かつ安全な利用を常に図るとともに、適正な管理と保守点検を行うものとします。

(3) 施設の運営方針

公園施設を有効に活用しながら、町民のニーズに応えた平等なサービスの提供、公園利用の促進を図るとともに、健康増進や地域活性化に関する各種事業を行うものとします。

また、防犯体制の整備など利用者の安全確保や環境対策にも取り組むものとします。

4. 指定管理者が行う管理の基準

管理運営を行うに当たっての基本的事項は次のとおりです。なお、詳細は都市公園条例を参照してください。

(1) 休業日

区分：マウンテンバイクコース及びテントサイト

① 3月16日から11月14日までの期間は火曜日とします。

（この日が法律に規定する休日の場合はその翌日）

② 11月15日から3月15日までの期間は火曜日、水曜日とします。

（この日が法律に規定する休日の場合はその翌日）

③ 12月29日から翌年1月3日まで。

※ 4月30日から5月5日までの日は、休業日としないものとする。

(2) 利用時間

区分：マウンテンバイクコース

① 3月16日から11月14日までの期間

1日：午前9時から午後6時まで

半日（午前）：午前 9 時から午後 1 時まで

半日（午後）：午後 1 時から午後 6 時まで

② 11 月 15 日から 3 月 15 日までの期間

1 日：午前 10 時から午後 4 時まで

半日（午前）：午前 10 時から午後 1 時まで

半日（午後）：午後 1 時から午後 4 時まで

区分：テントサイト（宿泊キャンプ）

午後 1 時から翌日午前 11 時まで

区分：テントサイト（デイキャンプ）

① 3 月 16 日から 11 月 14 日までの期間

午前 9 時から午後 6 時まで

② 11 月 15 日から 3 月 15 日までの期間

午前 10 時から午後 4 時まで

（3）個人情報の取り扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人に関する情報を保護するため、別途締結する協定で定める措置を講ずる必要があります。

（4）事業報告書の提出

各年度の事業終了後 60 日以内に事業報告書を提出していただきます。

（5）情報公開

管理業務を通じて取り扱う文書（電子データ、写真等も含む）の情報公開については、別途締結する協定で定める措置を講ずる必要があります。

（6）関係法令等の遵守

指定管理者は、MTB フィールドの管理運営を行うに当たっては、関係法令、関係条例等を遵守する必要があります。

5. 指定管理者が行う業務の範囲等

（1）業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとします。

①マウンテンバイクコースの設置運営、維持管理に関する業務

②キャンプサイトの設置運営、維持管理に関する業務

③遊園地の維持管理に関する業務

④管理棟の維持管理に関する業務

⑤中心広場の維持管理に関する業務

⑥駐車場の維持管理に関する業務

⑦展望台の維持管理に関する業務

⑧敷地内全般の維持管理に関する業務

⑨前各号に掲げるもののほか、町が必要と認める業務

注：今後、中央広場の維持管理に関する業務を、指定管理者が行う業務の範囲に含める可能性があり、町と協議して決定するものとします。

(2) 自主事業の実施

①イベント等の実施

指定管理者は、MTBフィールド管理運営の基本方針に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任により自主事業を実施することができます。

(3) 指定管理者と町の責任分担

指定管理者と町の責任分担は、次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事柄に疑義がある場合、又は定めのない事柄については、指定管理者と町が協議して定めることとします。

項 目		指定管理者	町
公園の管理運営 (施設の利用、案内、警備、苦情対応、安全衛生管理等)		○	
公園の維持管理 (施設保守点検、設備の法定点検等、清掃、光熱水費等の支出、消耗品管理、樹木等管理等)		○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利変動に伴う経費の増	○	
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○
施設周辺住民 及び施設利用 者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの反対や要望への対応	○	
	上記以外の場合		○

項 目			指定管理者	町
不可抗力	不可抗力(地震、落雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、暴動その他町及び指定管理者の責めに帰することのできない事由(第三者の行為も含む))の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能			○
施設、設備の維持管理	施設・設備	修繕(機能維持)	○	
		整備・改修	指定管理者が希望する場合	○
			上記以外の場合	
	備品	新規購入	指定管理者が希望する場合	○
			上記以外の場合	
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容のを変更を余儀なくされた場合の経費の増			○
利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠った場合		○	
	上記以外の場合			○
災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等		○	
	指示等			○
災害復旧(復旧工事)				○
事故・災害等による施設等の修繕	指定管理者として注意義務を怠った場合		○	
	上記以外の場合			○
総括的管理責任				○

(保険)

指定管理者は、万一の損害賠償責任に備え、自身の費用負担により損害保険会社で提供されている「施設賠償責任保険」に加入し、当該保険から保険金の支払いによって損害賠償責任に対応することを原則とする。

なお、現在当町が管理施設に対して加入している保険は下記のとおりです。

保険の種類	内容
全国町村会総合賠償補償保険	①賠償責任保険の内容 ＜身体賠償＞ 1名に当たり限度額1億円 1事故当たり限度額10億円 ＜財物賠償＞ 1事故当たり限度額2,000万円 免責金額なし

(注) 各項目の区分に応じ、○が責任を追う。

※町道市川公園線の維持管理は道路管理者（町）が行う。

※指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行う。

※指定管理者が施設・設備の改修等を行った場合、指定管理者は当該資産の所有権の放棄又は現状復帰する。

※指定管理者が購入した備品については、原則として指定管理者に帰属する。

6. 指定管理業務等に係る経費

(1) 町が支払う経費

令和6年度に指定管理者へ支払う指定管理料の上限は500千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とし、指定管理者が提案した額とします。

令和7年度以降の指定管理料（予定額）は以下のとおりです。

- ・令和7年度 1,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・令和8年度 1,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・令和9年度以降 0千円

なお、業務に係る維持管理費の内訳は参考資料1のとおりです。

注：今後、中央広場（5,870㎡）が指定管理者が管理する範囲に含まれた場合は、指定管理料の変更を町と協議して決定するものとします。

(2) 収入として見込まれるもの

指定管理期間中の施設の利用に係る収入は、指定管理者の収入とします。

①利用料金

都市公園条例第14条（参考資料2）に掲げる額の範囲内において、指定管理者が町長の承諾を得て定める額とします。

②自主事業による収入

指定管理者は、自ら健康増進・地域活性化を図るため、管理運営の基本方針に合致した自主事業により収入を得ることができます。

（3）町納入金について

指定管理者と町で協議により年度ごとに協定書で定めることとします。

7. 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和6年10月1日～令和11年9月30日の5年間を予定しています。この期間は、市川三郷町議会議決後、正式に指定期間となります。

8. 利用料金等収入、施設管理等の負担金

都市公園条例第14条の規定に基づき、利用料金は指定管理者の収入となります。

自主事業による収入がある場合は、指定管理者の収入とします。

施設の管理等に要する経費の一部を協定に基づき市川三郷町が負担します。

9. 応募者の資格等

（1）応募者の資格は、山梨県内に本店を置く法人その他の団体であって、次のいずれかに該当しないものとします。

①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの

②山梨県及び市川三郷町から指名停止措置を受けているもの

③国税及び地方税を滞納しているもの

④会社更生法、民事再生法等による手続きを行っているもの

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）

第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

⑥本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等

10. 応募書類

（1）指定申請書（様式第1号）

（2）事業計画書（様式第2号）

①管理運営に当たっての基本方針

条例に規定する設置目的に沿って、施設の機能をより効果的に発揮するための実施事業、施設の管理、経営理念等について基本方針を示してください。

②管理運営に関する事項

施設の管理手法の具体的内容を記載してください。

ア) 施設の利用促進

利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果

イ) 利用施設の運営

利用料金設定、利用時間、休業日の設定、職員体制などの考え方

ウ) サービスの向上

利用者サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果

エ) 施設の維持管理

施設の維持管理全般に対する考え方、維持管理の実績、設備の保守管理計画、備品、緑地、清掃、衛生などの管理計画、外部委託の予定

オ) 保守・リスクの対応

安全管理体制、事故発生時の対応、避難誘導體制、防災訓練の計画、災害時の対応

カ) 平等な利用の確保

平等な利用を図るための具体的手法

キ) 経営の管理

組織管理、人材育成、職員研修、個人情報保護の取り扱い、情報管理などの考え方

③自主事業計画（収益施設の運営業務を含む。）

自主事業に関する考え方、実施時期、実施内容などを記載してください。

収益施設の運営を行う場合には、利用者サービス向上のための内容を記載してください。

（３）収支計画書（様式第３号）

年度毎に収支計画を作成してください。具体的な積算内訳を添付してください。

収益施設の運営を行う場合であって収益の一部を本体施設の業務経費へ充当する場合は、その計画額も記入してください。

（４）実施体制表（様式第４号）

施設を運営していく上での組織図を示してください。

また、組織図に記載された職員全ての雇用関係、勤務体制（勤務時間・休日設定など）を明示してください。

（５）付属書類

①団体の概要（様式第５号）

②協定内容案

③ハード・ソフト等実績事例

④法人の過去３年間決算書

⑤定款

⑥法人登記簿謄本

⑦県税、法人税、消費税の滞納がない証明

⑧会社概要

(6) 提出部数 10部

(正本1部、副本8部、電子データ化したものを1部(PDFファイル形式とします。))

(7) 留意事項

①提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

②提出された書類の内容を変更することはできません。

③提出された書類は返却しません。

④申請に関して必要となる経費は申請者の負担とします。

⑤現地説明会は実施しません。

11. 応募の手続き

(1) 応募書類の提出方法

応募書類の提出は持参とします。

(2) 応募書類の提出場所

〒409-3601

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3

市川三郷町 政策推進課 政策推進係

TEL: 055-272-1103 / FAX: 055-272-2525

E-mail: seisaku@town.ichikawamisato.lg.jp

(3) 応募書類の受付期間

令和6年6月12日(水)～ 令和6年7月5日(金)

(4) 応募書類の受付時間

平日の午前9時から午後5時までとします。

(5) 応募に関する質問は、質問書(様式第7号)を電子メールにて送付してください。

E-mail: seisaku@town.ichikawamisato.lg.jp

(6) 申請書の提出後に申請を辞退する場合は、辞退届を提出してください。(様式第6号)

12. 指定管理者の候補者の選定

(1) 指定管理者の候補者は、都市公園条例第3条の規定に基づき、次の選定基準により町が選定します。

①町民の平等な利用が確保されること。

②事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。

③事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

④収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

⑤マウンテンバイクコースの整備・維持管理が適正に行える者が在籍していること。

(2) 応募者の審査は、町が設置する指定管理者選定審査会（以下「選定審査会」という。）が行います。なお、選定審査会は非公開とします。

(3) 審査の基準（審査項目及び審査配点）は次のとおりです。

選定基準	審査項目	配点
①施設の管理運営の方針等の総合的な事項	ア 施設の設置目的及び町が示した管理運営方針	20
	イ 収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	
②町民の平等な利用が確保されること	ア 利用者の平等な利用の確保	5
③事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	40
	イ サービスの向上を図るための具体的手法 及び期待される効果	
④事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みであること	ア 安定的な運営が可能となる人的能力	30
	イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤	
⑤収支計算書の内容が施設の管理経費の縮減が図れるものであること	ア 管理に係る経費の縮減	5

(4) 審査は、提出された事業計画書等により一次審査（資格審査）を行った後、通過者については、二次審査（提案内容の審査及びヒアリング等）を行います。

(5) 一次審査の結果は、7月10日頃文書で通知します。また、二次審査の結果は、7月25日頃文書で通知します。

(6) 選定結果は、指定管理者の指定後まで開示できません。

1 3. 指定管理者の候補者選定後の手続き等

(1) 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、この内容を仮協定（確認書）として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

候補者と協議が整わない場合は、選定審査会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

(2) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定に関する事項について議会で議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定管理者と基本的な事項を定めた「基本協定」を締結します。

1 4. 指定管理者の指定

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の候補者を議会の議決を経て指定管理者に指定します。

1 5. 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、町は指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は、町に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、町及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

1 6. 留意事項

(1) 指定管理者が指定管理者として業務を開始する前において、資金事情の悪化等

により事業の履行が確実にないと認められるとき、又は著しく社会的信用を損なう等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない又は協定を解除することがあります。

(2) 応募者は、選考審査委員に対し、本件申請についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。

17. 問い合わせ先（施設の管理に関すること）

〒409-3601

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3

市川三郷町生涯学習課生涯スポーツ係

TEL 055-272-6094

FAX 055-272-3813

E-mail: syogai@town.ichikawamisato.lg.jp